

## 特別養護老人ホーム博愛の園入所申し込みにあたって

この度は、博愛の園を暮らす場所の一つとして、お考えいただきありがとうございます。  
入所していただく事になれば長く暮らしていただく事となります。是非、私たちの暮らしの場所を見た上で、不安を解消し納得の上でお申し込みいただきたいと考えています。見学に是非お越しください。

### ① 対象者

**要介護認定で3から5の認定の方**で常時介護を必要とし自宅では日常生活を送る事が困難な方となります。

ただし、要介護1または2の方で次の要件に該当する方は、特例として対象となります。

- 1、認知症で日常生活に支障があるような症状や行動、意思疎通が取れない事が頻繁にある方。
- 2、知的障がいや、精神障がいなどで日常生活に支障があるような症状や行動、意思疎通が取れない事が頻繁にある方。
- 3、深刻な虐待が疑われ、安心、安全に過ごせない方。
- 4、一人暮らしや、高齢者のみ又は同居家族が病弱等で十分な介護が得られず、地域の介護サービスや生活支援が十分に得られない方。

### ② 入所申し込み

施設や病院にいらっしゃる方は下記の1～4の書類をご提出ください。

ご自宅で暮らしておられる方は下記の1～6の書類をご提出ください。

- 1、 大阪市指定介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム」等入所申込書兼台帳
  - ・ご本人または、ご家族で、表・裏もれなくご記入をお願いいたします。要介護度や認定機関、入院された、住所が変わったなど変更があれば必ずご連絡ください。
  - ・他施設入所、死去などで申し込みを取り消される場合もご連絡ください。
  - ・裏面の同意書は、最低1名のお名前を必ずご署名ください。
  - ・要介護1または2の方は、必ず「要介護度」欄の該当項目をチェックしてください。
- 2、 大阪市指定介護老人福祉施設〔特別養護老人ホーム〕等入所選考調査票
  - ・ご本人を担当されている介護支援専門員（ケアマネージャー）にご依頼の上、記入していただいでください。入院中の方は、病院の相談員や看護師の方でも結構です。
  - ・要介護1、2の方には、必ず特記事項の記入をお願いします。
- 3、 介護保険被保険者証（コピー）
- 4、 要介護認定調査票の基本調査（コピー）
- 5、 直近3ヶ月分のサービス利用票（コピー）
- 6、 直近3ヶ月分のサービス利用票別票（コピー）

入所申し込みは重要書類ですので提出は、**窓口持参**または、**簡易書留**でお願いいたします。窓口持参の場合は、施設にて入所申込書受領証を発行いたします。

**申込に際しては、送付後でも結構ですので必ず博愛の園を見学いただきますよう、お願いいたします。**

### ③ 入所選考の流れ

#### 入所選考

「大阪市指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等入所選考指針」に基づいて入所選考委員会にて面接対象者を決定します。

#### 選考基準

入所選考基準としては、同入所選考指針に基づき「基本的評価基準」と「個別評価事項」を勘案して選考します。

- 基本的評価基準  
要介護度、世帯の状況、在宅サービスの利用率、地域性による評価。当園では特に地域性、要介護度を重視しています。
- 個別的評価事項  
緊急性、性別、施設の特性、家族の介護量や経済的理由など、その他個別に評価する事項について評価します。

※以上のように、入所は申込日順に決定するものではありません。

#### 入所通知

面接終了後、入所選考委員会にて入所が決定いたしましたお申込み者へ、当方からご連絡申し上げます。

#### 入所日程

入所が決定されました方の入所日に関しては、お申込者と当方にて相談の上決定させていただきます。

#### 【入所申込相談・お問い合わせ】

特別養護老人ホーム 博愛の園

〒532-0028

大阪市淀川区十三元今里3丁目1番88号

TEL：06-6301-8901 FAX：06-6301-8907

担当：坂本・長谷川

## 大変重要なお知らせ

この度は、数ある特養の中から当施設をお選びいただきありがとうございます。  
当施設は、「障がいがあっても 認知症になっても 施設に入っても 地域で普通に暮らす」を基本方針として掲げて、実践しております。

ご入居を考えておられる方に、必ずご理解いただきたい当施設の特徴がございますので、ご説明いたします。

### ①ケアプラン等計画に基づき、自立を支援します。

介護保険法第1条において「その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる」ことを目的としており、ご本人の自立支援を最優先して計画し、ご本人やご家族に説明して同意を得ます。法令順守に反するご意向には対応できかねますので、ご理解ください。

### ②日中、施錠はいたしません。

フロアやエレベーター、玄関を施錠して、お年寄りを拘束することは不適切と考えています。お年寄りには囚人ではありません。また施錠することにより、不安な気持ちが増し、窓から飛び降りる等の事故にもつながりかねません。

外出や帰宅を強く希望される方には、出来る限り一緒に外出するようにしています。常に見守りを心掛けてはいますが、お一人で出かけてしまわれることもあり、ご家族にご心配をおかけするかもしれません。

### ③家族会にぜひご参加ください。

当施設には、家族会があり大きな支えとなっています。同じ家族同士で話し合える場であり、施設に対する要望や応援をいただいています。

### ④必要に応じ、頻繁に連絡することがあります。

ケアプラン等の変更や体調の変化があった場合、またご本人がご家族との連絡を取りたいと強く望む時など、随時ご家族にご連絡させていただきます。

### ⑤看取りケアをしています。

当施設では、看取りケア（ターミナルケア）を実践しております。終末期を迎えられた時に、入院を望まれるのか、施設で過ごされるのか、ご本人、ご家族としっかり話し合ったうえで、方針をお決めします。

『施設に預けたのだから、絶対に家に帰らないようにしてほしい』『頻繁に連絡されるのは迷惑』等、お考えのご家族様がおられましたら、当施設では対応できかねますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。